

# 第9期定時株主総会招集ご通知における インターネット開示事項

会社の新株予約権等に関する事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2019年3月1日から 2020年2月29日まで)

株式会社エルテス

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様に提供しております。

## 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
(2020年2月29日現在)

### 第3回新株予約権

- ・臨時株主総会決議の日 2016年2月15日
- ・発行決議の日 2016年2月15日
- ・払込金額 払込を要しない
- ・行使価格 1株当たり600円
- ・行使期間 2018年3月1日から2026年2月14日まで
- ・行使条件
  - a. 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
  - b. 新株予約権を引受けた者が、権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員の地位を保有していることとする。
  - c. 新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとする。
  - d. 新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	100個	普通株式 20,000株	1名

(注) 当社は、2016年7月30日を効力発生日として、普通株式1株を100株に分割し、また、2017年6月1日を効力発生日として、普通株式1株を2株に分割しております。これにより、「目的となる株式の種類及び数」は調整後の内容となっております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対して交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

①第4回新株予約権（2017年8月21日取締役会決議）

新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 200,000株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり8,800円
新株予約権の行使価格	普通株式1株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	2019年6月1日～2024年9月6日
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、2018年2月期から2021年2月期までの有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるデジタルリスク事業のセグメント営業利益が、次の各号に掲げる各金額を超過した場合に限り、各新株予約権者に割当てられた本第4回新株予約権のうち、当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。</p> <p>(a)2018年2月期及び2019年2月期のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合：行使可能割合20%</p> <p>(b)2020年2月期及び2021年2月期のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合：行使可能割合100%</p> <p>なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がデジタルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書（連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書）における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>② 本第4回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第4回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>③ 各本第4回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
割当先	当社代表取締役

②第5回新株予約権（2017年8月21日取締役会決議）

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっています。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

新株予約権の数	400個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 40,000株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1 個当たり39,000円
新株予約権の行使価格	普通株式 1 株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	2019年6月1日～2024年9月6日

新株予約権の行使の条件	<p>① 当社から本第5回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第5回新株予約権を行使することができず、受託者より本第5回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第5回新株予約権者」という。)のみが本第5回新株予約権を行使することとする。</p> <p>② 受益者は、2018年2月期及び2019年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるデジタルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が5億円を超過した場合に限り、本第5回新株予約権を行使することができる。なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がデジタルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書)を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。</p> <p>また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③ 受益者は、本第5回新株予約権の権利行使において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 受益者が死亡した場合、その相続人は本第5回新株予約権を行使することができない。</p> <p>⑤ 本第5回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第5回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本第5回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>										
割当先（注）	<table> <tbody> <tr> <td>取締役 (社外取締役を除く)</td> <td>80個</td> </tr> <tr> <td>社外取締役</td> <td>20個</td> </tr> <tr> <td>社外監査役</td> <td>38個</td> </tr> <tr> <td>当社グループの従業員</td> <td>245個</td> </tr> <tr> <td>当社グループの顧問</td> <td>17個</td> </tr> </tbody> </table>	取締役 (社外取締役を除く)	80個	社外取締役	20個	社外監査役	38個	当社グループの従業員	245個	当社グループの顧問	17個
取締役 (社外取締役を除く)	80個										
社外取締役	20個										
社外監査役	38個										
当社グループの従業員	245個										
当社グループの顧問	17個										

(注) 信託期間満了日（2019年6月1日）の到来に伴い、当社グループの役員及び従業員並びに顧問契約を締結している者のうち受益者適格要件を満たす者に対して、その功績に応じ、上記のとおり分配しております。

③第6回新株予約権（2017年8月21日取締役会決議）

本新株予約権は、以下のとおり、第三者割当により発行される新株予約権の発行を行うこと及び時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランとなっています。

なお、時価発行新株予約権信託とは、時価により発行される新株予約権を受託者が保管しておき、一定の期日になった時点で条件を満たした受益者に対して交付するという新たなインセンティブ制度であります。

新株予約権の数	1,600個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 160,000株 (新株予約権 1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権 1個当たり1,000円
新株予約権の行使価格	普通株式 1株当たり2,995円
新株予約権の行使期間	2021年6月1日～2024年9月6日

新株予約権の行使の条件	<p>① 当社から本第6回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第6回新株予約権を行使することができず、受託者より本第6回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」または「本第6回新株予約権者」という。)のみが本第6回新株予約権を行使することとする。</p> <p>② 受益者は、2020年2月期及び2021年2月期の有価証券報告書に記載される報告セグメントにおけるデジタルリスク事業のセグメント営業利益の合計額が8億円を超過した場合に限り、本第6回新株予約権を行使することができる。なお、上記の業績条件の判定に際しては、当該事業年度において当社がデジタルリスク事業の単一セグメントである場合には、セグメント営業利益に代えて損益計算書(連結損益計算書を作成している場合には連結損益計算書)における営業利益をもって行うものとする。また、事業セグメントの変更等により上記セグメント営業利益を参照することが適切でないと取締役会が判断した場合や適用する会計基準の変更等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、上記利益目標と実質的に同等なものとして別途参照すべき経営指標を取締役会にて定めるものとする。</p> <p>③ 受益者は、本第6回新株予約権の権利行使において、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>④ 受益者が死亡した場合、その相続人は本第6回新株予約権を行使することができない。</p> <p>⑤ 本第6回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本第6回新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑥ 各本第6回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
割当先	辻・本郷税理士法人 (注)

(注) 辻・本郷税理士法人は時価発行新株予約権信託の受託者です。信託期間満了日(2021年6月1日)時点の当社役職員等のうち受益者として指定された者を受益者とし、新株予約権の分配数量を確定します。

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結の対象としており、その内容は次のとおりであります。

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称 株式会社エルテスセキュリティインテリジェンス

株式会社エルテスキャピタル、株式会社エフエーアイ

株式会社エフエーアイは2019年9月6日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日は2019年9月30日としており、同社の2019年10月1日以降の損益計算書を連結しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるものの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 5年～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に3年)に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

創立費

5年にわたり均等償却しております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(3) 連結納税制度の適用

当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(連結貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当連結会計年度から適用し、「繰延税金資産」は「投資その他の資産」の区分に表示する方法に変更しております。

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「未払金」(前連結会計年度49,353千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

当連結会計年度から新たに取得した株式会社エフエーアイを、連結の範囲に含めております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

53,243千円

#### (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数  
普通株式 5,151,000株
2. 当連結会計年度末における自己株式の数  
普通株式 150株
3. 配当に関する事項  
該当事項はありません。
4. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の数  
普通株式 116,000株

#### (金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項
  - (1) 金融商品に対する取組方針  
当社グループは、資金計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定し、デリバティブ取引は行わない方針であります。
  - (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。  
投資有価証券は、非上場の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。  
敷金は、本社等の賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。  
営業債務である買掛金は3ヶ月以内の支払期日であります。  
借入金は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で3年以内であります。
  - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
    - ① 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理  
当社グループは、社内規程に従い、取引先の状況を定期的に確認し、取引相手先ごとに財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
    - ② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できないリスク)の管理  
当社グループは、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成及び更新とともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。
  - (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因に織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照ください)。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,323,050	1,323,050	—
(2) 受取手形及び売掛金 (※1)	206,933	206,933	—
資産計	1,529,984	1,529,984	—
(1) 買掛金	22,273	22,273	—
(2) 未払金	108,660	108,660	—
(3) 未払法人税等	61,581	61,581	—
(4) 長期借入金 (※2)	38,336	38,336	—
負債計	230,852	230,852	—

(※1) 受取手形及び売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

### (注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資 産

##### (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負 債

##### (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 長期借入金

現在の借入金は変動金利によるものであり、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額  
(単位：千円)

区分	2020年2月29日
非上場株式（※1）	103,549
投資事業有限責任組合出資（※2）	131,692
敷金（※3）	115,091

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。
- (※2) 投資事業有限責任組合出資については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることから、時価開示の対象としておりません。
- (※3) 敷金については、市場価格がなく、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,323,050	—	—	—
受取手形及び売掛金	206,933	—	—	—
合計	1,529,984	—	—	—

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	20,004	13,352	4,980	—	—	—
合計	20,004	13,352	4,980	—	—	—

**(1株当たり情報に関する注記)**

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 322円98銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 16円77銭  |

**(重要な後発事象に関する注記)**

該当事項はありません。

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### ② その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 6年～15年

工具、器具及び備品 5年～8年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主に3年)に基づく定額法によります。

#### 3. 引当金の計上基準

##### 貸倒り引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)  
(貸借対照表)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号 平成30年3月26日)を当事業年度から適用し、「繰延税金資産」は「投資その他の資産」の区分に表示する方法に変更しております。

**(貸借対照表に関する注記)**

1. 資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産

建物附属設備	39,314千円
工具、器具及び備品	13,815千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

短期金銭債権	626千円
短期金銭債務	2,241千円

**(損益計算書に関する注記)**

関係会社との取引高

営業取引	4,188千円
営業取引以外の取引	916千円

**(株主資本等変動計算書に関する注記)**

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	150株
------	------

**(税効果会計に関する注記)**

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳  
繰延税金資産

未払事業税	5,440千円
未払賞与	14,717千円
貸倒引当金	14,414千円
減価償却超過額	18,060千円
敷金償却	2,806千円
投資有価証券評価損	6,123千円
その他	23,898千円
繰延税金資産小計	85,462千円
評価性引当金	△57,618千円
繰延税金資産合計	27,843千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△1,021千円
繰延税金負債合計	△1,021千円
繰延税金資産純額	26,822千円

(関連当事者との取引に関する注記)

関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	(株)エルテスキャピタル	東京都千代田区	10,000	投資事業	(所有)直接 100.00	資金の貸付 貸倒引当金繰入額	39,999 41,661	関係会社 長期貸付金 貸倒引当金	149,999 41,661

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- |               |         |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 324円90銭 |
| 2. 1株当たり当期純損失 | 3円14銭   |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。